

館山市農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和5年6月7日（水）15時00分～16時15分

2. 開催場所 館山市役所本館2階会議室

3. 出席委員 (9人)

| | | |
|---------|----|------|
| 会長 | 5番 | 脇田安保 |
| 会長職務代理者 | 3番 | 杉田恒雄 |
| | 1番 | 原 晴美 |
| | 2番 | 山田 滋 |
| | 4番 | 川名初江 |
| | 6番 | 石井康博 |
| | 7番 | 安西純夫 |
| | 8番 | 寺田哲雄 |
| | 9番 | 三上英男 |

4. 議事録署名委員の指名

5. 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 館山市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱の承認について

報告事項 第1号 農用地利用配分計画の利用権の解約について

報告事項 第2号 農用地利用配分計画の認可について

報告事項 第3号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

報告事項 第4号 農地の使用貸借権の解約について

報告事項 第5号 農地移動適正化あっせんの申出について

報告事項 第6号 農業委員会事務の実施状況等の公表について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 石井 良市

副主幹・農地係長 山口 徳康

主任主事 杉田 岳彦

主任主事 吉川 美保

7. 会議概要

議長

ただ今から、令和5年第6回館山市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は9名です。よって総会は成立することを宣言いたします。

なお、館山市農業委員会会議規則第14条の規定により、委員会の会議を公開といたします。

次に館山市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員について、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり。)

それでは、8番 寺田委員、9番 三上委員 にお願いします。

なお、第5条申請に基づき、担当地区における現地調査を実施した農地利用最適化推進委員に、現地調査に基づく意見を述べてもらいます。

これから議事に入りますが、質問等ある農業委員は挙手して議席番号を言ってから簡潔明瞭にお願いします。

なお、携帯電話はマナーモードでお願いします。

はじめに、議事日程第1 議案第1号 「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

資料の1ページ、整理番号1から3について審議します。

それでは、事務局より説明をお願いします。

主任主事

資料の1ページ、整理番号1 所在地は 藤原 内長尾 897番1外3筆、登記地目、現況地目、共に畠が合計 2885 m²、登記地目、畠、現況地目、その他が 215 m²、合計 3100 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、南房総市にお住いの 68 歳の方、譲受人は市内藤原にお住いの 64 歳の方です。

事由としては、譲渡人は遠隔地に転居するため耕作できないので譲り渡します。

譲受人は既にこの農地で耕作をしており、この農地を譲り受け野菜を栽培し、農業経営を行いたいとのことです。

整理番号2 所在地は 藤原 内長尾 897番4、登記地目、現況地目、共に畠で 388 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、南房総市にお住いの 68 歳の方、譲受人は市内藤原にお住いの 56 歳の方です。

事由としては、譲渡人は遠隔地に転居するため耕作できないので譲

り渡します。

譲受人は既にこの農地で耕作をしており、この農地を譲り受け野菜を栽培し、農業経営を行いたいとのことです。

整理番号3 所在地は 藤原 内長尾 897 番7、登記地目、現況地目、共に畠で 630 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、南房総市にお住いの 68 歳の方、譲受人は市内那古にお住いの 51 歳の方です。

事由としては、譲渡人は遠隔地に転居するため耕作できないので譲り渡します。

譲受人は既にこの農地で耕作をしており、この農地を譲り受け野菜を栽培し、農業経営を行いたいとのことです。

全ての案件において、申請書等に記載の内容が当該基準に適合するかどうか検討した結果を説明します。

まず、第2項第1号関係では、申請書により、取得後、耕作することが見込めますので、該当しません。

次に、第2項第4号関係では、申請書から従事日数は150日を超えており、該当しません。

また、第2項第7号関係では、その利用にあたり、支障となるようなことは認められず、該当しません。

よって、「許可」と判断します。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。

質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようですので一括してお諮りいたします。

事務局説明のとおり、「許可」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

許可とする者全員と認め、「許可」と決定いたします。

つづきまして、議事日程第2 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

資料の2から5ページ、整理番号1から8と6から10ページ、整理番号9から16、そして、11ページ、整理番号17から19について分けて審議します。

はじめに 2 から 5 ページ、整理番号 1 から 8 について審議します。

事務局より、説明をお願いします。

主任主事

資料の 2 から 5 ページ、整理番号 1 から 8 は一体での事業ですので、一括して説明します。

所在地は 大井 大峯 972 番外 27 筆、登記地目、現況地目、共に田が合計 6699 m²、登記地目、現況地目、共に畠が合計 3902.91 m²、合計 10601.91 m² の売買による所有権移転の案件です。

申請人は市内の法人です。

転用の事由及び施設は、申請地の隣接地にサッカー場（南房総市）を整備しており、補修用芝生養生地、補修用土等の置場を整備し、作業用重機、ダンプや散水車置場、選手・観覧者・応援者用の駐車場を整備したいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第 2 種農地と判断されます。

農地法第 5 条第 2 項第 6 号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和 5 年 7 月 15 日に工事着手し、令和 8 年 10 月 31 日に完了予定になっていますので、該当しないと考えられます。

農地法第 5 条第 2 項第 3 号による必要な資力及び信用の有無については、直近の申請者である株式会社 T の貸借対照表での 1 年以内に現金化できる資産を表す「流動資産」は約 1 億 1 千万円、会社の正味財産、いわゆる自己資本を表す「純資産合計」は約 6,200 万円、会社の積み立て利益を表す「繰越利益剰余金」は、約 3,200 万円となっています。

次に会社の安定性を図る「自己資本率」は 21.8% です。

これは、純資産÷資産合計から計算し、一般的な割合と言われている 40% を下回っています。

また、会社の支払い能力を図る「流動比率」は 60% です。

これは、流動資産÷流動負債から計算し、130～150% 以上が目安とされておりますが、下回っています。

以上より、申請者である株式会社 T の「繰越利益剰余金」は、約 3,200 万円となっていますが、本案件に関しまして、株式会社 T を完全子会社としている株式会社 H より、資金面での保証をする旨の「保証書」が提出されております。

次に、直近の株式会社 T と株式会社 H の合算した貸借対照表での 1 年以内に現金化できる資産を表す「流動資産」は約 22 億円、会社の正味財産、いわゆる自己資本を表す「純資産合計」は約 20 億円、会社の積み立て利益を表す「繰越利益剰余金」は、約 17 億円となっ

います。

次に会社の安定性を図る「自己資本率」は2社合算で、49.2%です。これは、純資産÷資産合計から計算し、一般的な割合と言われている40%を上回っています。

また、会社の支払い能力を図る「流動比率」は172%です。これは、流動資産÷流動負債から計算し、130～150%以上が目安とされておりますが、これが、150%を超えていることから、現金などの流動性の高い資産が回せる状態にあり、支払い能力があると判断しました。

続きまして、今回の資金計画は、土地代金が450万4千円、建設費が1億8922万1000円で、合計2億242万8000円となっており、全額自己資金での計画です。この資金計画に対し、2023年4月17日時点での株式会社K銀行が発行する株式会社Tと株式会社Hの合算した残高証明書は約8億5000万円と事業費を上回っております。

以上から、必要な資力及び信用の有無については、有りと判断します。

農地法第5条第2項第4号の周辺農地への営農条件への支障については、現地確認した結果、該当なしと判断します。

よって、「許可相当」と判断します。

議長

説明が終わりました。

整理番号1から8については、サッカー場管理用地及び駐車場を建設するための申請になります。

4番委員、ご意見等ございますか。

4番委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長

該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

担当推進委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長

その他の農業委員で、質問、意見等ございますか。

9番委員

私は残土については、どんな土かわからないので反対です。

議 長

他の農業委員で質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようですので、整理番号 1 から 8 についてお諮りいたします。

事務局説明のとおり、「許可相当」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手 7 名)

許可相当とする者、賛成多数と認め、「許可相当」と決定いたします。

次に整理番号 9 から 16 について審議します。

事務局より説明をお願いします。

主任主事

整理番号 9 から 16 は同一の事業ですので、一括して説明します。所在地は 大井 御狩谷 903 番外 31 筆、登記地目、現況地目、共に田が合計 13636 m²、登記地目、現況地目、共に畑が合計 425 m²、合計 14061 m²の使用貸借権設定の案件です。

申請人は市内の法人です。

転用の事由及び施設は、現在、荒れている申請地を、隣接地で行うサッカー場管理用地の造成工事に併せて造成し、換金作物として有望な「モリンガ（ワサビノキ）」を栽培したいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第 2 種農地と判断されます。

農地法第 5 条第 2 項第 6 号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和 5 年 7 月 15 日に工事着手し、令和 8 年 10 月 31 日に完了予定になっていますので、該当しないと考えられます。

農地法第 5 条第 2 項第 3 号による必要な資力及び信用の有無については、先程、議案第 1 から 8 号で説明したとおりですので、有りと判断します。

農地法第 5 条第 2 項第 4 号の周辺農地への営農条件への支障については、現地確認した結果、該当なしと判断します。

よって、「許可相当」と判断します。

議 長

説明が終わりました。

整理番号 9 から 16 については、農地造成するための申請になります。

| | |
|--------|---|
| | 4 番委員、ご意見等ございますか。 |
| 4 番委員 | 現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。 |
| 議 長 | 該当地区の推進委員、意見等ございますか。 |
| 担当推進委員 | 現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。 |
| 担当推進委員 | 現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。 |
| 議 長 | 他の農業委員で、質問、意見等ございますか。 |
| 9 番委員 | 議案番号 1 から 8 と同様、私は残土については、どんな土かわからないので反対です。 |
| 議 長 | 他の農業委員で質問、意見等ございますか。 |
| | 質問、意見等無いようですので、整理番号 9 から 16 についてお諮りいたします。 |
| | 事務局説明のとおり、「許可相当」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。 (挙手 7 名) |
| 主任主事 | 許可相当とする者、賛成多数と認め、「許可相当」と決定いたします。 |
| | 次に整理番号 17 から 19 について審議します。 事務局より説明をお願いします。 |
| 主任主事 | 資料の 11 ページ、整理番号 17、所在地は 下真倉 岩川 529 番 1 外 1 筆、登記地目、現況地目、共に田で合計 1331 m ² の売買による所有権移転の案件です。 申請人は神奈川県横浜市にお住いの 92 歳の方です。 転用の事由及び施設は、申請者は不動産業を営んでおり、病院、学校、スーパー等に近く、生活に便利な申請地に共同住宅（木造 2 階 236.30 m ² ）2 棟を建て、収益を上げたいとのことです。 農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第 2 種農地と判断されます。 農地法第 5 条第 2 項第 6 号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供 |

する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和5年9月10日に工事着手し、令和6年3月30日に完了予定になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号18、所在地は 笠名 天神1351番、登記地目、現況地目、共に畳で495m²の売買による所有権移転の案件です。

申請人は市内笠名にお住まいの74歳の方です。

転用の事由及び施設は、現在、近くの弟の家に娘と同居しているが、弟にも家族がいるので、申請地に専用住宅（木造平屋109.57m²）1棟を建て娘と転居したいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第2種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和5年8月17日に工事着手し、令和5年11月10日に完了予定になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号19、所在地は 香 西畠218番、登記地目、現況地目、共に畳で575m²の売買による所有権移転の案件です。

申請人は市内北条の法人です。

転用の事由及び施設は、建設業を営んでいるが、業界で生き残るために効率の良い経営が必要で、また、事業の拡大を図るため、申請地は交通の便もよく作業能率がよいことから、資材置場として使用したいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第2種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和5年8月10日に工事着手し、令和5年11月30日に完了予定になっていますので、該当しないと考えられます。

全ての案件において、農地法第5条第2項第3号による必要な資力及び信用の有無については、申請者の残高証明書若しくは融資見込証明書が添付されており、有りと判断します。

農地法第5条第2項第4号の周辺農地への営農条件への支障については、現地確認した結果、該当なしと判断します。

よって、「許可相当」と判断します。

説明は以上です。

| | |
|--------|--|
| 議長 | 整理番号 17 については、共同住宅 2 棟を建設するための申請になります。 |
| 7 番委員 | 7 番委員、ご意見等ございますか。 |
| 7 番委員 | 現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。 |
| 議長 | 該当地区の推進委員、意見等ございますか。 |
| 担当推進委員 | 現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。 |
| 議長 | 整理番号 18 については、専用住宅 1 棟を建設するための申請になります。 |
| 7 番委員 | 7 番委員、ご意見等ございますか。 |
| 7 番委員 | 現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。 |
| 議長 | 該当地区の推進委員、意見等ございますか。 |
| 担当推進委員 | 現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。 |
| 議長 | 整理番号 19 については、資材置場を建設するための申請になります。 |
| 2 番委員 | 2 番委員、ご意見等ございますか。 |
| 2 番委員 | 現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。 |
| 議長 | 該当地区の推進委員、意見等ございますか。 |
| 担当推進委員 | 現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。 |
| 議長 | その他の農業委員で、質問、意見等ございますか。 |
| | 質問、意見等無いようですので、整理番号 17 から 19 について一括してお諮りいたします。 |
| | 事務局説明のとおり、「許可相当」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。 |
| | (挙手全員) |
| | 許可相当とする者全員と認め、「許可相当」と決定いたします。 |

つづきまして、議事日程第3議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

資料の12ページから14ページ、整理番号1から19について審議します。

事務局より説明をお願いします。

主任主事

整理番号1 所在地は、西長田 大坪1257番 外2筆 地目は田で、合計面積6,964m²、使用貸借権の設定です。貸付者は岡田にお住まいの方、借受者は東長田の方です。設定の期間は令和5年7月1日から令和15年6月30日までの10年間で、新規設定です。

整理番号2 所在地は、南条 作田814番 地目は田で、面積1,969m²、賃貸借権の設定で、賃料は1等米90kg、10a当たり46kgです。貸付者は南条にお住まいの方で、借受者は東長田の方です。設定の期間は令和5年7月1日から令和15年6月30日までの10年間で、新規設定です。

整理番号3 所在地は、南条 作田815番 外1筆 地目は田で、合計面積3,784m²、賃貸借権の設定で、賃料は3,700円、10a当たり978円です。貸付者は東長田にお住まいの方で、借受者も東長田の方です。設定の期間は令和5年7月1日から令和15年6月30日までの10年間で、新規設定です。

整理番号4 所在地は、西長田 両木1262番 外1筆 地目は田で、合計面積3,752m²、賃貸借権の設定で、賃料は1等米120kg、10a当たり32kgです。貸付者は西長田にお住まいの方で、借受者は東長田の方です。設定の期間は令和5年7月1日から令和15年6月30日までの10年間で、新規設定です。

整理番号5 所在地は、正木 新作932番 外3筆 地目は田で、合計面積7,196m²、賃貸借権の設定で、賃料は30,000円、10a当たり4,169円です。貸付者は正木にお住まいの方で、借受者も正木の方です。設定の期間は令和5年7月1日から令和10年6月30日までの5年間で、新規設定です。

資料の13ページ、整理番号6 所在地は、正木 大芝904番 地目は田で、面積637m²、使用貸借権の設定です。貸付者は船橋市にお住まいの方で、借受者は南房総市の方です。設定の期間は令和5年7月1日から令和6年3月31日までの9ヶ月で、新規設定です。

整理番号7 所在地は、正木 大芝905番 地目は田で、面積300m²、

使用貸借権の設定です。貸付者は正木にお住まいの方で、借受者は南房総市の方です。設定の期間は令和5年7月1日から令和6年3月31日までの9ヶ月で、新規設定です。

整理番号8 所在地は、正木 大芝906番 地目は田で、面積708m²、使用貸借権の設定です。貸付者は正木にお住まいの方で、借受者は南房総市の方です。設定の期間は令和5年7月1日から令和6年3月31日までの9ヶ月で、新規設定です。

整理番号9 所在地は、洲宮 大畠437番 地目は田で、面積525m²、使用貸借権の設定です。貸付者は茂名にお住まいの方で、借受者は布沼の方です。設定の期間は令和5年7月1日から令和15年6月30日までの10年間で、再設定です。

整理番号10 所在地は、広瀬 中新田1647番 地目は田で、面積2,958m²、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ1等米90kg、10a当たり30kgです。貸付者は広瀬にお住まいの方、借受者も広瀬の方です。設定の期間は令和5年7月1日から令和10年6月30日までの5年間で、再設定です。

整理番号11 所在地は、広瀬 金ヶ坪1464番1外1筆 地目は田・畑で、合計面積2,915m²、使用貸借権の設定です。貸付者は鴨川市にお住まいの方、借受者は広瀬の方です。設定の期間は令和5年7月1日から令和8年6月30日までの3年間で、再設定です。

整理番号12 所在地は、広瀬 荘分1461番 地目は田で、面積2,981m²、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ1等米119kg、10a当たり40kgです。貸付者は広瀬にお住まいの方で、借受者も広瀬の方です。設定の期間は令和5年7月1日から令和10年6月30日までの5年間で、再設定です。

整理番号13 所在地は、南条 権見台765番 地目は田で、面積1,596m²、賃貸借権の設定で、賃料は米60kg、10a当たり38kgです。貸付者は出野尾にお住まいの方で、借受者は古茂口の方です。設定の期間は令和5年7月1日から令和15年6月30日までの10年間で、再設定です。

整理番号14 所在地は、坂井 田代台221番 地目は畑で、面積1,067m²、賃貸借権の設定で、賃料は16,000円、10a当たり14,995円です。貸付者は那古にお住まいの方で、借受者は坂井の方です。設定の期間は令和5年7月1日から令和8年6月30日までの3年間で、再設定です。

整理番号 15 から 19 については、中間管理事業による利用権設定です。これまでには、出し手、つまり所有者と、中間管理機構である公益社団法人 千葉県園芸協会が「農用地利用集積計画」で利用権設定をし、その後、「農地利用配分計画の認可」により、受け手が決まる 2 段階方式でしたが、農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、今後は、出し手・中間管理機構・受け手の三者一括方式で設定することとなりました。では、案件の説明に入ります。

整理番号 15 所在地は、沼根ヶ谷 1820 番 外 1 筆 地目は畠で、合計面積 3,624 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 32,000 円、10a 当たり 8,830 円です。出し手は神奈川県川崎市にお住まいの方、受け手は千葉市の法人です。設定の期間は令和 5 年 7 月 1 日から令和 15 年 6 月 30 日までの 10 年間で、新規設定です。

資料の 14 ページ、整理番号 16 所在地は、上野原 外馬谷 483 番 地目は畠で、面積 1,480 m² の内 700.2 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 5,000 円、10a 当たり 7,141 円です。出し手は上野原にお住まいの方、受け手も上野原の方です。設定の期間は令和 5 年 7 月 1 日から令和 10 年 6 月 30 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 17 所在地は、竹原 神典 901 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 3,952 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 20,000 円、10a 当たり 5,061 円です。出し手は船橋市にお住まいの方、受け手は竹原の方です。設定の期間は令和 5 年 7 月 1 日から令和 10 年 6 月 30 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 18 所在地は、正木 新作 969 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 4,420 m²、賃貸借権の設定で、賃料は米 120 kg、10a 当たり 27 kg です。出し手は正木にお住まいの方、受け手は那古の方です。設定の期間は令和 5 年 7 月 1 日から令和 10 年 6 月 30 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 19 所在地は、高井 前作 1600 番 外 2 筆 地目は田で、合計面積 2,105 m²、使用貸借権の設定です。出し手は南房総市にお住まいの方、受け手は八幡の法人です。設定の期間は令和 5 年 7 月 1 日から令和 10 年 6 月 30 日までの 5 年間で、再設定です。

以上 19 案件、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律 附則 第 5 条第 1 項の規定に基づき、施行後 2 年間の経過措置を適用し、改正前の法第 18 条第 3 項の各要件については、満たしていると考えます。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。質問、意見等ございますか。
質問等無いようですので、一括してお諮りいたします。

事務局説明のとおり、計画どおり決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

計画どおり決定とする者全員と認め、農用地利用集積計画を「承認」いたします。

つづきまして、議事日程第4議案第4号「館山市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱の承認について」を議題とします。

資料の15ページから22ページについて審議します。

事務局より説明をお願いします。

副 主 幹

これから、農地利用最適化推進委員の候補者一覧表をお手元に配布します。

それでは、18ページ推進委員の委嘱に関する規則第9条をご覧下さい。推進委員の委嘱につきましては、審査委員会からの審査結果をもとに、総会の承認を得るものとなっています。

また、お手元の推進委員候補者一覧表をご覧ください。こちらの資料は、市HPに最終公表されている情報よりも多い個人情報が含まれていますので、審議の終了後に回収させていただきます。5月8日に審査委員会を開催し、候補者の適正な審査を行ったところ、これらの候補者13人は、農地等の利用の最適化の推進に熱意及び見識を有する者かつ職務を適切に行う者に適正であると、全会一致の審査結果、を報告させていただきます。

つきましては、これら候補者13人を農地利用最適化推進委員として委嘱することの承認について、ご審議下さいますようお願い致します。

議 長

説明が終わりました。質問、意見等ございますか。

質問等ないようですので、事務局説明のとおり、承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認め、「承認」と決定いたします。

つづきまして、報告事項第1号「農用地利用配分計画の利用権解除について」を報告します。

資料の23ページ、整理番号1について、事務局より説明をお願いします。

主任主事

整理番号1 所在地は、山本 竹ノ下 304番2 地目は田で、面積1,933m²につきまして、合意解約が成立、解約理由は、食用菜花を作付けしていたが、近くのいちごハウスに虫がいってしまうため、とのことです。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。何か不明な点はありますか。

無いようですので、第1号の報告を終わります。

つづきまして、報告事項第2号「農用地利用配分計画の認可について」を報告します。

資料の24ページから25ページ、整理番号1から5について、事務局より説明をお願いします。

主任主事

はじめに、利用配分計画の認可は、農地中間管理事業において、公益社団法人 千葉県園芸協会が出し手から借り受けた農地を、受け手に転貸したもので。先に説明しました改正法の施行前に設定したものについての報告となります。

整理番号1 所在地は、国分 住吉 564番 地目は田で、面積2,982m²、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ1等米89kg、10a当たり30kgです。出し手は国分にお住まいの方で、受け手は広瀬の方です。期間は、認可公告日の令和5年4月26日から令和10年2月29日までの約4年10ヶ月です。

整理番号2 所在地は、国分 住吉 565番 地目は田で、面積1,393m²、賃貸借権の設定で、賃料は6,965円、10a当たり5,000円です。出し手は国分にお住まいの方で、受け手は北条の方です。期間は、認可公告日の令和5年4月26日から令和10年2月29日までの約4年10ヶ月です。

整理番号 3 所在地は、茂名 川原田 349 番 外 2 筆 地目は田で、合計面積 1,321 m²で、使用貸借権の設定です。出し手は茂名にお住まいの方で、受け手も茂名の方です。期間は、認可公告日の令和 5 年 4 月 26 日から令和 10 年 2 月 29 日までの約 4 年 10 ヶ月です。

整理番号 4 所在地は、茂名 川原田 354 番 2 外 5 筆 地目は田で、合計面積 1,063.91 m²、使用貸借権の設定です。出し手は茂名にお住まいの方で、受け手も茂名の方です。期間は、認可公告日の令和 5 年 4 月 26 日から令和 10 年 2 月 29 日までの約 4 年 10 ヶ月です。

整理番号 5 所在地は、川名 谷畑 554 番 1 外 3 筆 地目は田で、合計面積 2,111 m²、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 63.6 kg、10a 当たり 30 kg です。出し手は川名にお住まいの方で、受け手は南房総市の法人です。期間は、認可公告日の令和 5 年 4 月 26 日から令和 10 年 2 月 29 日までの約 4 年 10 ヶ月です。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。何か不明な点はありますか。

無いようですので、第 2 号の報告を終わります。

つづきまして、報告事項第 3 号、「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について」を報告します。

資料の 26 ページ、整理番号 1 から 3 について、事務局より説明をお願いします。

主任主事

整理番号 1 所在地は、八幡 上浜田 126 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 1,767 m²について、合意解約が成立、解約理由は、借受者からの申し入れとのことです。

整理番号 2 所在地は、西長田 大坪 1257 番 外 2 筆 地目は田で、合計面積 6,964 m²について、合意解約が成立、解約理由は、借受者が死亡したためとのことです。なお、借受人欄に記載されている方は、亡くなられた借受人の子で、既に相続済みとのことで、借受人として記載しています。

整理番号 3 所在地は、布沼 亀山前 845 番 1 地目は山林原野で、面積 759 m²について、合意解約が成立、解約理由は法人化するためとのことです。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。何か不明な点はありますか。

無いようですので、第3号の報告を終わります。

つづきまして、報告事項第4号、「農地の使用貸借権の解除について」を報告します。

資料の27ページから31ページ、整理番号1について、事務局より説明をお願いします。

主任主事

農地の使用貸借権の解約についてですが、本件は平成12年に農地法第3条による使用貸借権の設定がなされている案件です。

農地法第3条による使用貸借権の設定では、農地の使用貸借権の解約については、農地法上では特に規定はありませんが、法的な権利であることから、農業委員会へ通知してもらうようにしております。

資料の27ページから31ページ、整理番号1 所在地は 布沼 亀山前733番外45筆、登記地目、現況地目、共に田が12013m²、登記地目、現況地目、共に畠が3144m²、それ以外が2770m²、合計17927m²です。

届出者は市内布沼にお住まいの方です。

届出理由は、法人化するため解約したいとのことです。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。何か不明な点はありますか。

無いようですので、第4号の報告を終わります。

つづきまして、報告事項第5号「農地移動適正化あっせんの申出について」を報告します。

資料の32ページ、整理番号1について、事務局より説明をお願いします。

主任主事

整理番号1 所在地は 山本 竹ノ下311番1、登記地目、現況地目、共に田で面積は2005m²です。

申出者は市内川名にお住まいの方です。

申出理由は、農業を廃業したので維持管理が困難なためとのことです。

説明は以上です。

議 長

説明のとおり、あっせんの申し出がありましたので、あっせん委員

を 2 名指名します。

あっせん委員については、担当地区の農地利用最適化推進委員 2 名にお願いすることになりますので、整理番号 1 について、館野地区ですので、井上英雄推進委員と渡邉実千夫推進委員にお願いします。

何か、不明な点はありますか。

無いようですので、第 5 号の報告を終わります。

つづきまして、報告事項第 6 号「農業委員会事務の実施状況等の公表について」を報告します。

資料の 33 ページについて、事務局より説明をお願いします。

副 主 幹

平成 28 年 4 月の農業委員会等に関する法律の一部改正により、法第 37 条に、農業委員会は、その運営の透明性を確保するために、農地等の利用の最適化推進状況その他事務の実施状況について、インターネットその他適切な方法により公表することと規定されました。

農林水産省は、活動計画の点検・評価結果を、市町村のホームページで 6 月末までに行うことが適当としています。

また、農業委員会が公表した事項については、農林水産大臣がこれをとりまとめ、公表することとされ、農業委員会は、都道府県を通じて、地方農政局に 7 月末までに報告することとされています。

それでは、農業委員会事務の実施状況等の公表について、概要を説明します。

報告第 6 号の別紙資料をご覧下さい。

令和 4 年度の点検・評価となります。

I 令和 4 年 4 月 1 日現在の農業委員会の状況については、目標設定時に説明したとおりです。

II 最適化活動の実施状況

1 最適化活動の成果目標

(1) 農地の集積については、新規集積面積の実績が 30.1 ha、累計で 367.1 ha でした。目標に対する達成状況は 104.8%、集積率は 21.7% でした。目標に対して期待を上回る結果が得られました。

(2) 遊休農地の発生防止・解消については、遊休農地の解消実績面積は、2.9 ha で、目標に対する達成状況は、96.7% でした。目標に対してやや下回る結果となりました。

(3) 新規参入の促進については、実績がなく、目標に対して期待

を下回る結果となりました。

2 最適化活動の活動目標

- (1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標は、月 6 日。
- (2) 活動強化月間の設定については、3 回。
- (3) 新規参入相談会への参加は、オンライン開催となり、ありませんでした。

全体を通して、目標に対して期待を下回る結果となりました。

III 事務の実施状況

1 総会、部会の開催実績ですが、毎月の総会と、7 月は農振除外に関する小委員会の開催です。

2 農地法第 3 条に基づく許可事務の実績は、43 件でした。標準処理期間は 20 日、総会開催日・申請書締切日は、ホームページで公表しています。

3 農地転用に関する事務の実績は、68 件でした。

4 違反転用への対応としては、0.5 ha の違反転用がありますが、解消面積は、0 ha でした。

説明は、以上となります。

議長 説明が終わりました。何か、不明な点はありますか。

ないようですので、第 6 号の報告を終わります。

以上で、第 6 回 館山市農業委員会総会を閉会いたします。
皆様、ご苦労様でした。

閉会

16 時 15 分

農業委員会等に関する法律第 27 条の規定により署名する。

館山市農業委員会会長 關田 安保

館山市農業委員会委員 寺田 敏雄

館山市農業委員会委員 三上 美男